

お お ぞ ら

No.32 (149)

社会福祉法人 聖隷福祉事業団
総合病院 聖隷三方原病院
聖隷おおぞら療育センター

〒433-8558
静岡県浜松市北区三方原町3453
TEL 053-437-1467

発行責任者 荻野和功
編集者 横地健治

2012年4月1日

療養介護の始まり

所長 横地 健治

4月からいよいよ療養介護が始まりました。「重症心身障害児施設」は平成24年3月末をもって幕を閉じました。

この4月からは18歳以上の成人は、児童福祉法から離れ、障害者自立支援法の療養介護に移ることになりました。重症心身障害児は成人となっても児童期と同等の福祉対応が保障されているのは(児者一貫)、重症心身障害福祉が児童福祉法下にあることが重要であると考えられていました。そのため、療養介護に対しては大きな疑義が持たれていました。

それでは、4月からどうなったかと言いますと、短期的には(具体的には最低3年)、障害者自立支援法に外観は変わっても、従来の重症心身障害福祉の内容に大きな変更は加えられませんでした。病院機能を持つ療養介護事業所の入所対象として重症心身障害は認知され、その給付費(生活支援のための費用)も従来とほぼ同等に設定されました。このことは、重症心身障害児

施設はなくなっても、重症心身障害の概念「児童期発症の重症知的障害と重度肢体不自由の重複」は残ったと考えていいと思います。児童期発症の重度障害者は、成人期発症者とは異なり、病院機能を持つ福祉施設の入所対象として位置づけられているのが重要なことです。

また、重症心身障害を療養介護事業所の主要対象に特化することは容認されています。療養介護対象としては、人工呼吸を要する筋萎縮性側索硬化症(ALS)や筋ジストロフィー症も加えられています。これらに対応する義務はないということです。それでは、私たちの施設はこれらの人たちにどう対するかは考えねばなりません。医療機能を持つ福祉施設としてこれらのニーズに応える責務はあると認識しています。しかし、私たちの施設はこれらの成人期発症障害者の経験がないので、その人たちに良い生活を提供するノウハウを今は持っていません。一方、人工呼吸を要

する小児期発症の筋疾患(脊髄性筋萎縮症を含む)の経験は十分あります。これらの小児は知能障害をもたないことの方が多いです。そのため、重症心身障害には当たりませんが、医療型福祉施設でしか対応できない障害として、実際上は重症心身障害児施設の対象に含まれていました。よって、成人期になって寝たきりになったり、人工呼吸が必要になったりした筋疾患のうち、小児期から発症しているのなら、私たちの蓄積したノウハウの延長上にあります。日本で一番多い筋ジストロフィー症であるデュシェンヌ型筋ジストロフィー成人は、私たちの療養介護を利用してもらっていいと考えています。

なお、18歳未満の小児については、児童福祉法下の「医療型障害児入所施設」に入所することとなりました。この施設には、肢体不自由児も入所対象となり得ます。しかし、ここでも、私たちの施設の主要対象は重症心身障害とします。今まで通り、重症心身障害、人工呼吸などの医療を要する障害児を対象とすることに変更はありません。通園も4月から変わりました。

た。重症心身障害児者A型通園「もみの木」は3月末でなくなり、新たに児童福祉法下の「児童発達支援センターひかりの子」が発足しました。今まで、重症心身障害幼児は、「もみの木」の中にある「ひかりの子」に通っていましたが、これからは、ただの「ひかりの子」に通うことになりました。このひかりの子については4月から内容を少し変えました。知能障害が重度ではない肢体不自由の幼児も対象に加えて運営する方針としました。よって、重症心身障害児と肢体不自由児の二クラス体制の保育を行うこととしました。なお、18歳以上の成人は、今までも障害者自立支援法下の生活介護「あさひ」に通っています。よって、ここだけは4月に何も変わっていません。

以上、4月に起こった変化を概説しました。小さな変化はありますが、「聖隷おおぞら療育センターは、施設利用者に対し、障害に即した医療を提供するとともに、個の尊厳を護り、質の高い生活を提供します」という運営理念は不変です。